

# さいたま市における働き方改革の 取り組みについて

さいたま市 建設局 技術管理課 ふじまき 藤巻 ゆうこう 雄幸

## 1. はじめに

近年、働き方改革へ向けた担い手三法などの改正により、建設業を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。今後大量離職が見込まれる中、それを補うべき若手にいかに入職し、継続して就業してもらうか、発注者として環境整備が必要であるとの認識のもと、本市においても働き方改革に寄与する新たな取り組みを始めています。

## 2. 週休2日制の導入に向けた 試行工事

本市においては、平成29年度より、週休2日制の確保に向けたモデル工事の試行をスタートしました。4年目となる令和2年度においては、すべての土木工事において、『さいたま市週休2日ステップアップ試行工事』として発注し、達成度合いに応じた経費補正など取り組みを拡大し、推

進しています。

### (1) 対象工事

すべての土木工事を対象としています。ただし、表-1のいずれかに該当する工事は適用除外とできることとしています。

### (2) 休日形態

週に2日休むことを基本としますが、やむを得ず取得できない場合は前後4週で振替休日を取得することとしています。

### (3) 間接工事費率の補正

表-2に規定された休日形態により工事を完成させた場合には、間接工事費等の率に、それぞれ表-3の補正係数を乗じることとしています。

なお、これらの補正は、契約変更により対応することとしています。

表-1 週休2日（R2）ステップアップ工事の適用除外案件

①	対象期間（現場着手日から現場完了日）が1か月未満の工事
②	単価請負契約工事など、緊急対応が求められる工事
③	工事所管課（所・室）の判断で適用除外とする工事

表－2 週休2日ステップアップ工事（R2）の休日形態

	休日形態	定義
①	4週8休相当	現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上
②	4週7休相当	現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満
③	4週6休相当	現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満
④	未指定	休日形態の指定は行わない

表－3 週休2日ステップアップ工事（R2）の間接工事費率の補正係数

	休日形態	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
①	4週8休相当	1.05	1.04	1.04	1.06
②	4週7休相当	1.03	1.03	1.03	1.04
③	4週6休相当	1.01	1.01	1.02	1.03

#### (4) 今後の方向性

本市においては、現場閉所を行った場合について休日を取得したものとみなしていますが、これまで行ってきた週休2日制工事のアンケート結果によると、該当現場の閉所は行ったものの別の現場で作業を行っていたことが、回答として多くありました。

将来的には、建設業を担うすべての方の休日が適切に確保されることが望ましいと考えますので、技術者単位での休日の取得状況をどのように把握し反映するか、市だけでなく国や県と連携した制度設計が必要であると考えます。

### 3. 快適トイレ試行工事

本市においては、平成30年度より、一定の条件を満たす工事用トイレを設置した場合に、『快適トイレ』として費用の一部を計上しています。3年目となる令和2年度は、受注者からの申し出があった場合に、試行しています。

試行を開始した当初は、『快適トイレ』自体が市場に出回っておらず、受注者が設置したくてもできない状況が続きましたが、最近は供給量も増えてきたため、今後、さらなる設置の促進が期待されます。

#### (1) 快適トイレの仕様・付属品

1) 快適トイレに求める標準仕様（必ず実施）

- ① 洋式便座
  - ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
  - ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）  
必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること
  - ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）  
二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの
  - ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
  - ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場  
設備機能（耐荷重5kg以上）
- 2) 快適トイレとして活用するために備える付属品（必ず実施）
- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
  - ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
  - ⑨ サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
  - ⑩ 鏡付きの洗面台
  - ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品
- 3) 推奨する仕様、付属品（任意）
- ⑫ 室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)
  - ⑬ 擬音装置
  - ⑭ フィッティングボード
  - ⑮ フラッパー機能の多重化
  - ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
  - ⑰ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

(2) 費用の計上

- 1) 快適トイレの設置に要する費用は、契約締結後に設計変更にて計上する。
- 2) 快適トイレの費用は、45,000円/基・月を上限に「積算上の差額」を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする。(90,000円/2基・月が上限)「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円(従来品相当額)を引いた額とする。
- 3) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで90,000円/基・月上限まで計上可能とする。
- 4) 「積算上の差額」は共通仮設費の営繕費に費用を積上げ計上するものとする。
- 5) 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、差額の対象としない。



写真-1 設置の工夫例①  
上：全景，下：大・小便器

(3) 令和元年度対象工事

令和元年度においては、4件の工事について快適トイレを設置しました。受注者からは、下記のような意見が聞かれたものの、概ね「設置してよかった」との意見が多く挙げられました。

《受注者からの意見》

- ・費用の計上が前提であるが、今後も設置したい。
- ・他現場で設置を検討したが、予算の関係で断られた。
- ・ハウス型の設置スペースが取れない場合が多い。
- ・車載型はリース可能なトイレが出回っていない。

《現場1》

- ・工事名：産業道路天沼工区街路整備工事 (R1-2)
- ・受注者名：斉藤建設工業株式会社
- ・設置型式：ボックス型 (半畳×2：大+小便器あり)
- ・工夫点：住宅街の現場であるため、密に囲い、視覚的にトイレの中が見えないよう配慮した (写真-1)。

《現場2》

- ・工事名：歩道整備工事 (市道11057号線)
- ・受注者名：シン建工業株式会社
- ・設置型式：ボックス型 (半畳×2：洋式トイレ+手洗いスペース)
- ・工夫点：トイレトーパー予備置き場などの小物置き場を設置 (写真-2)。



写真-2 設置工夫例②  
左：全景，右2点：小物置き場

## (4) 今後の方向性

本市においては、市道上における維持管理工事などが多く、工事用トイレを設置するスペースが確保できない場合も多くあるため、現時点では、ほぼ市場に出回っていない車載型快適トイレなどの普及拡大が求められます。

また、快適トイレ仕様の工事用トイレの普及がさらに拡大されれば、リース費用などが安価になる可能性もあるため、財政面からもプラスに働くと考えます。

## 4. 施工時期の平準化へ向けた取り組み

本市においては、施工時期の平準化を目的とし、平成29年度より債務負担行為等を活用し、建設工事を発注しています。また、これまで2月に受けていた明許繰越承認を、12月に前倒しする取り組みを始めました。

### (1) 平準化率の推移

本市の平準化率は、金額ベースで、平成28年度が0.68であったものが、取り組みを始めた平成29年度より徐々に上昇しています。なお、本市は、0.8を平準化率の目標値としています（表-4）。

平成29年度より設定を始めた債務負担行為（ゼロ債務）については、当初予算に対し約15%程度を設定し、前年度内に契約し、年度明けの4-6月期に速やかに施工が開始できるよう、取り組んでいます。

表-4 さいたま市における平準化率の推移

4-6月平均 / 当年度月平均			
	H28	H29	H30
件数	0.61	0.64	0.63
金額	0.68	0.71	0.77

※コリンス登録データから JACIC が作成したデータ

## (2) 今後の方向性

本市においては、平成29年度より、債務負担行為（ゼロ債）を設定するとともに、明許繰越の12月承認を活用し、施工時期の平準化に努めてきました。

しかしながら、既存の予算設定であると、年度内会計の原則により、河川工事など発注時期が限定される工事や年度後半に発注する工事においては、適正な工期設定による発注ができない場合があります。

その対応としては、12カ月未満工事においても、2カ年債務負担行為の設定を行うことが必要であると考えますので、法律の後ろ盾のもと、財政部門にこれまで以上に柔軟な予算設定を求めていると考えています。

## 5. おわりに

令和元年10月に発生した台風第19号は全国的に大きな被害を残しました。今後も、台風や地震などの自然災害による被害は避けることのできない課題であり、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務とされています。

これらの事態に対応するためには、現場の最前線に立ち、市民の安全・安心を支える建設業の存在は欠かすことのできない重要なものです。

今後、建設業においては、令和6年4月に罰則付き時間外労働の上限規制が導入されます。これからの建設業を担う若い人材が、建設業に魅力を感じ、働き続けることのできる環境を整えるため、今後も引き続き、発注者として建設業の働き方改革の一端を担ってまいります。